

労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百三十四号

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率（平成三十一年厚生労働省告示第二百十二号）の一部を次のように改正し、令和六年七月一日から適用する。ただし、同年六月三十日以前の休業補償の額の算定に当たり用いる率については、なお従前の例による。

令和六年六月二十七日

厚生労働大臣 武見 敬三

本則中「令和六年四月一日から同年六月三十日」を「令和六年七月一日から同年九月三十日」に改める。

別表第一中

年	今		和		五		十		五	
	1月～3月	100	4月～6月	100	7月～9月	100	10月～12月	100	1月～3月	100
令和	100	100	-	-	100	-	100	100	100	100
五	-	-	-	-	100	-	100	100	100	100
十	-	-	-	-	100	-	100	100	100	100
五	-	-	-	-	100	-	100	100	100	100

100	100	-	-	-	100	100	100	100	-	-	100	100	100	100	-	100	100
100	100	-	-	-	100	100	100	100	100	-	-	100	100	100	-	100	100
100	100	-	-	-	100	100	100	100	100	100	-	-	100	100	-	100	100

100	100	-	-	-	100	100	100	100	-	100	100	100	100	-	100	-
100	100	-	-	-	100	100	100	100	100	100	100	100	100	-	100	-
100	100	-	-	-	100	100	100	100	100	100	100	100	100	-	100	-
100	100	-	-	-	100	100	100	100	100	100	100	100	100	-	100	-

に改める。

100	100	100	100	100	100	100	-
100	100	100	100	100	100	100	-
100	100	100	100	100	100	100	-

別表第二中

令 和	1月～3月	100
	4月～6月	100

を

令 和	1月～3月	100
	4月～6月	100

に改める。

5 年	7月～9月	100

5 年	7月～9月	100
	10月～12月	100

別表第三中「令和5年9月30日」を「令和5年12月31日」に改定。